

Title	自由黨福島事件と高等法院
Sub Title	Fukushima affair of 1883 and kōtōhōin (court of high commissioners)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.11 (1959. 11) ,p.1- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591115-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591115-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 自由黨福島事件と高等法院

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 福島事件の概要
- 三 治罪法における高等法院の創設
- 四 高等法院における福島事件の裁判
- 五 その後の高等法院
- 六 むすび

## 一 はしがき

明治十五年、福島縣令三島通庸と、縣會議長河野廣中の對立抗争に端を發し、翌十六年秋、河野をはじめ自由黨の有志が内亂陰謀の罪に問われたいわゆる「自由黨福島事件」については、すでに多くの資料的文献が公刊されており、また諸先學による研究の成果も相當多く發表されている。

まず、事件の全貌を傳える文献としては、古くは關戶覺藏「東陲民權史」(明治三十六年)、「自由黨史」(明治四十三年)、「河

野警州傳」(大正十二年)、小野徳吉「會津民権史」(大正十三年)、「福島縣政治史」(昭和四年)、半谷眞雄「立憲政友會福島縣史」(昭和四年)、「安達憲政史」(昭和八年)などがあり、最近には、近代日本史料研究会による「福島事件高等法院公判録」(昭和三十年)の覆刻、「明治文化全集」第十四卷(昭和三十一年)における「暴民反跡」の収録、さらに庄司吉之助氏によつて歴大な福島縣廳文書を掲載する「日本政社政黨發達史——福島縣自由民権運動史料を中心として——」(昭和三十四年)の公刊など、めぼしい原史料が相次いで出版されている。また、數年前、三島通庸關係文書が、國會圖書館(憲政史料室)に入り、研究者の使用に供せられることになつたのも、まことに貴重な收穫であつた。

福島事件に對する研究は、主として自由民権運動史研究の一環としておこなわれた。明治十年代の自由民権運動は、半封建的な絶對主義に對抗しつゝ近代民主政治の實現をもとめる人民のブルジョアの反抗形態であると規定した平野義太郎氏の研究成果は、その後における福島事件の考察に大きな影響をあたえ、服部之總、庄司吉之助、下山三郎の諸氏の見解は、相互に對立する面が多くあるにもせよ、その基本的論點に關するかぎりでは、平野氏の成果の上にたつものである。しかし、最近に至り、羽鳥卓也氏が、福島事件を検討し「自由民権運動は近代社會の實現を企圖するブルジョア革命への志向をもつ社會運動ではけつしてない」と論證されたのは、異色の業績であり、そして、これとほぼ同じ結論を表明されたものに、吉田勇氏の研究がある。また、福島在住の高橋哲夫氏が、事件の指導者を中心にかわめて實證的な研究を完成し「私は福島事件を『暴力革命』とみることに躊躇する」といわれているのも、注目すべき見解であらう。

このように、福島事件關係の資料の中、今日まで残つてゐるものは、ほぼ公刊が完了し、また、その研究もさまざまの角度からさかんにおこなわれている。本稿は、福島事件そのものの意義を追求し、あたらしい知見を示そうとするものでもなく、もちろん、新資料を提出するものでもない。ただこれまでの研究において、比較的なおざりにされてきた福島事件の法制史的側面を考察せんとするものである。すなわち、事件を審理した高等法院がどのような企圖から設立されたものであ

つたか、そしてそれはいかように事件を審理したか、さらに、その審理の結果、高等法院そのものがどんな影響をうけたかなどの問題をとらえ、若干の検討を試みたいと思ふのである。

(1) 本書は絲屋壽雄氏の解題によると、明治十六年十二月、松扇館より出版される豫定であつたものの覆刻であり、原本は同氏の所蔵である(近代日本史料・第一號・四頁)。なお、公判記録には別に「福島事件公判傍聽記」(繪入自由新聞社、明治十六年)、「福島事件高等法院言渡書」(清寶堂・明治十六年)、「福島事件高等公判傍聽筆記」(明治十六年)などもある(法政大學近代史研究会「自由民権關係文獻目錄」・三五頁)。

(2) 本書は、高等法院へ提出された證據書類であろうといわれている(原口敬明氏の解題・明治文化全集・第一四卷・一二頁)。

(3) とくに福島事件については、平野義太郎「日本資本主義社會の機構」・一三七頁以下、一九〇頁。

(4) 服部之總「明治の革命」・一二七頁以下。

(5) 庄司吉之助「自由民権運動の經濟的背景」・明治史研究叢書・第三卷・一八八頁以下、同「明治絶對主義下の農民問題」・福島大學商學論集第二〇卷三號二〇三頁以下。

(6) 下山三郎「福島事件小論」・歴史學研究一八六號一頁以下、一八七號一三頁以下。

(7) 羽鳥卓也「近世日本社會史研究」・二五五頁。

(8) 吉田勇「東北地方における自由民権運動」・「東北史の新研究」・三二五頁以下。

(9) 高橋哲夫「福島自由民権運動史」・一六三頁。

## 一一 福島事件の概要

福島事件の全貌は、前節で述べた諸文献によつて、今日ではすでに相當細部にわたつて明らかにされているが、ここでは事件と高等法院との關係を考察する前提として必要な限度内で、その大要を素描するにとどめたい。

明治十五年一月二十五日(一八八二年)、山形縣令三島通庸は福島縣令を兼任、二月十七日に着任した<sup>(1)</sup>。當時の福島縣會は、議長に自由黨の河野廣中がおり、縣會の勢力は自由黨が多く、改進黨をふくむと、革新勢力がほぼ過半數を占めていた。藩閥

政府を背後に、專制的施政をおこなわんとする三島縣令と、縣會との衝突は必至であつた。

三島は着任以來、自己の勢力を伸ばすため縣廳役人の任免をさかんにおこない、また帝政黨を後援、自由黨に對決する準備をととのえ、縣會には出席せず、それを輕視する態度にでた。憤激した自由黨議員は、五月の縣會で議案の總否決を斷行して、縣令の横暴に對抗<sup>(8)</sup>した。

他方、三島は着任直後から、いわゆる「三方道路」(若松を起點にして東、南、西それぞれ十數里に達する大工事)の開通を企畫した。そして三月五日、福島地方六郡の郡村吏を威迫し、會津六郡連合町村會を結成せしめ、三月十六日の會議で六郡負擔金三十餘萬圓の支出を決議させると共に、その工事をおこなうため、住民の夫役に關する「決議書」を作らせたのである。

連合會を作つたのは、縣會の議決を回避する手段である。その決議書によれば「六郡内の居民は鰥寡孤獨癡疾を除くの外は、滿十五年以上六十歳以下の男女は、一名に付毎月一日宛二ヶ年間通常役夫に服」し「通常役夫を服せざるものは、男は一日金拾五錢、女は金拾錢の割合を以て夫賃を出すべし<sup>(4)</sup>」とあり、しかも、就役地は居住していた郡ではなく、お互に隣の郡が指定されたから、往復に二日、就役に一日、計三日を以て一人分の夫役<sup>(5)</sup>がすむわけであつた。住民に取つてはまことに苛烈な要求といわねばならぬ。

六月に入ると、工事もまだ開始されないのに、五月分の代夫賃の徵集が各町村長に下達された。連合會議長中島友八は、事の意外におどろき、再度にわたつて臨時會開催を要求したが却下された。三島縣令はそうした要求にはおかまいなく、八月十七日、三方道路起工式を盛大に舉行した。

この暴舉に對して會津農民の反對鬭争が、まきおこつたのは當然であろう。河野廣中を中心とする會津自由黨の人々が、農民側に立つたことはいうまでもない。まず若松において、三島側の帝政黨員による自由黨員への襲撃がおこなわれ、事態は一層急をつげた。しかし三島縣令は強引に八月三十一日より工事の開始を指令し、代夫賃未納者に對しては、十一月よ

り、縣廳役人及び巡査を各地に派遣して、財産公賣處分をおこなわせたのである。

自由黨縣議は、十月以來、農村指導層の者とひそかに會合して策をねつた。そして一部の者を上京させ、星亨、大井憲太郎兩代言人に、事件の法律的鑑定を依頼すると共に、十餘名の訴訟委員をえらんだ。訴訟に訴えて、事件を解決するためである。この舉に賛成する者、三千餘人という。しかし、六郡住民四萬の委任狀を早急にまとめることが困難であつたので、とりあえず、四千餘人の委任狀を以て、若松治安裁判所に、縣令を相手に公賣處分取消の勸解を願ひでた。その間にも、未納者に對する公賣處分は容赦なくつづけられたのである。勸解の訴えは、間もなく「本訴勸解願之儀ハ官廳ニ係ルヲ以テ勸解ヲ與フルノ限りニアラズ訴狀棄却候事」として斥けられた。また、最後の直談判として、五千餘人が署名した「不正工事の施行を中止すべき開申書」を三島縣令へ提出したが、これも失敗に終つた。

そこで農民有志は、宮城控訴裁判所への出訴を計畫、訴訟費用として一名十錢宛を徴した。この徴収が、縣令側には絶好の口實をあたえたのである。すなわち、訴狀提出前に費用を集めることは「詐偽」であるとし、農民側幹部は一齊に逮捕された。

かくして遂に彈正カ原事件（喜多方事件ともいう）が勃發したのである。それは十一月二十八日、逮捕された幹部の釋放をさげんで、總勢千餘人の農民が、彈正カ原に集まり、喜多方警察署におしかけた事件であつた。代表者が署長と會見中、突然警察署めがけて投石する者があり、大混亂を生じ、警察側は拔劍してこれに對抗したので、群衆は四散したが、この出来事が舊刑法の「兇徒聚衆罪」<sup>(一三六)</sup>（條以下）に問われる原因になつたのである。翌二十九日より、警察側の大檢擧が開始された。事件の背後には自由黨員ありとした警察は、農民有志のみならず、縣下の自由黨員を大量に捕縛した。其の數實に二千餘人という。十二月一日、河野廣中も主謀者として若松で捕えられた（無名館事件という）。この檢擧を指揮したのは、三島縣令の命をうけた縣少書記官村上楯朝である。<sup>(一七)</sup>

警察の取調は苛酷をきわめた<sup>(8)</sup>。前掲會津民権史には「拷問苛責、志士を折檻して、寒夜雪中に佇立さしめ、數日食を與へず、燒火箸をあてる、麻繩で擲る、冷水をかける……天下知ると知らざるとなく、聞いて酸鼻し、坐ろに暗涙に咽ばしめたのである<sup>(9)</sup>」とあり、また前掲東陸民権史には「奇怪の難問を試み、往々残酷なる拷問を行へる様は、徳川時代の痛め吟味にも劣らざりけり<sup>(10)</sup>」と、その状況を述べている。しかし、彈正カ原暴動事件そのものが偶發的事件であつたので、關係者一同の共同謀議の證據は容易にえられなかつたが、遂に自由黨側同志の中に潜入していたスパイによつてデッチあげられた重大な證據文書三種が、斷罪のキメ手となつてあらわれたのである。その一は「特別内規約<sup>(11)</sup>」と稱する五カ條の誓約書であり、「吾同盟者は……單に道路開鑿の一點に止まらず、則進んで政治の改良を望むものなれば尋常の行爲を以て、此目的を達する能はず、百折不撓の精神を以て、茲に誓ふ云々」という意味のものであつた。これは、同志の一人が起草したところ、餘りに過激すぎるという理由で破棄されたが、同志中のスパイ安積戰<sup>(12)</sup>（勝田虎四郎<sup>(13)</sup>）が寫し取り、警察に提出したのである。その二は、同じく安積がみずから起草した「六郡總理本部よりの發令<sup>(14)</sup>」と稱するもので、暴動の差圖役、合圖の方法、武器の使用などを定め「右誓約に背くものは、首を斬つて同衆に誓ふ」と結ばれた文書である。これは、安積が同志に示したが、賛成をえられず、實際には何の役にも立たなかつたものである。この文書も實際に「發令」されたものとして、安積が警察に提出したのであつた。その三は、いわゆる「盟約書」である（内容は後掲）。さきに縣會の總議案否決の際、その模様を文書にして、縣内に配布したことが、官吏侮辱罪<sup>(舊刑法一四一條)</sup>に問われ、福島監獄で服役中であつた花香恭次郎は、彈正カ原事件の同志の一人と目されて、警察の取調をうけていたが、拷問にたえかね、遂に河野廣中ら五名と十五年八月、福島無名館で血判した「盟約書」の存在と、その内容を自白したのである。こうした盟約書のあることは、すでに早く、無名館の小使田村曉雲（三島側のスパイ）から警察側に報告されていたが、原本は無名館の事務員鎌田直藏と同志佐々木卯三郎が破棄したので存在していなかつた。花香の記憶によつて復元されたものが、證據物件とされたのである。

この三つの文書を主要なる證據として、警察は、事件を兇徒聚衆罪ならびに内亂罪と斷定、告發した。福島始審裁判所若松支廳(輕罪裁判所)は、豫審を開いて審理した結果、十六年一月三十一日<sup>(14)</sup>から逐次河野他五十七名を内亂罪として管轄違ひの言渡をなし、郡民總代坂内代五郎他十數名は兇徒聚衆罪をもつて、同始審裁判所内に開かれる重罪裁判所の公判に附し、他は全て放免した。かくして、二月三日から逐次河野らは若松を出發<sup>(15)</sup>、東京へ護送され、福島事件審理の中心は、東京へと移つたのである。

(1) 三島は同年七月十三日から、福島縣令專任となつた。彼は大久保の信任あつく、政治的にも地勢的にも難治とされていた東北へ派遣され、酒田、山形の縣令を歴任後、福島へ赴任したものである。彼が治政の三方針として「自由黨の撲滅、帝政黨の援助、道路の開拓」を唱へたといわれるのは、餘りにも有名である。

(2) 福島縣では、明治十一年一月施行の「民會規則」によつて、縣會を同年五月より開いたが、同年七月、政府が「府縣會規則」(太政官布告第十八號)を公布するや、同法にもとづく縣會にきりかえ、翌十二年六月から開會した。

(3) 三島縣令は、この否決に對抗し、大藏省、内務省の許可をうけて、豫算案の原案を執行した。なお、縣令と縣會との紛争について、議長河野は參事院の裁定を仰いだ<sup>(16)</sup>が、却下されたようであり(前掲政友會福島縣史・一三四—一三五頁、前掲政治史・上卷・四〇—四一頁)、河野も法廷でそのことを述べている(前掲公判録・五九頁)。この參事院裁定については、前掲政治史の口繪に裁定書が掲載されているが、寡聞なる私は詳細な事情を知りえない。大方の御教示をまちたい。

(4) 前掲會津民權史・七頁。

(5) 前掲自由民權運動史・一〇〇頁。

(6) 前掲書・一〇九頁、前掲會津民權史・二二頁。但し、事件關係の文獻中、出訴および棄却の日を明記したものは、私の知る限りではない。

(7) 明治十五年の「官員錄」によると、當時の福島縣には大書記官は空席、警部長も在任者がいない。村上少書記官が、おそらく警部長の職務を兼ねていたのである。

(8) 明治十二年十月八日、「拷訊ニ關スル法令删除ノ儀」(太政官布告四十二號)を以て、拷問制度は廢止された筈である(拙稿「明治初年の拷問制度」・拙著「明治初期刑法史の研究」・一三九頁以下)。そして、舊刑法では公務員の拷問を特別の犯罪としていた(二八二條)。

それにもかかわらず、こうした拷問が實際にはおこなわれたのである。

(9) 前掲會津民權史・四三―四四頁。

(10) 前掲東陸民權史・一四〇頁。

(11) 「暴民反跡」・前掲文化全集第十四卷・二八一―二八二頁。その他、福島事件關係諸文献に引用されている。

(12) 勝田は陸軍の脱走兵であるが、福島警察署の岩下敬藏警部のもとで、スパイを務めていた(宮武外骨「明治密偵史」一五〇―一五二頁)。

(13) 註(11)に同じ。

(14) 前掲東陸民權史・一四七頁。若松始審裁判所は十六年一月一日から福島始審裁判所若松支廳となっていた(司法沿革誌・八六頁)。

なお、前掲安達憲政史に掲載されている平島松尾の豫審言渡書の日附は「二月二日」である(九七頁)。豫審言渡は、一月三十一日、二月一日、二日、五日の四回に分けておこなわれた。その人員については、本稿四の註(6)参照。

(15) 前掲磐州傳・上卷・五八五頁。

### 三 治罪法における高等法院の創設

前節で述べたごとく、福島事件は、高等法院の管轄に移されたが、ここで高等法院の組織、およびその設立事情について、大要を述べておきたい。

當時の官制によると、司法裁判所には、大審院、控訴裁判所、始審裁判所、治安裁判所の四種があつた(十四年十月太政官)。

(布告第五十三號)

明治十五年一月から、治罪法が施行されるや、同法には刑事裁判所の構成を定めていた。それによると、違警罪裁判所、輕罪裁判所、控訴裁判所、重罪裁判所、大審院、高等法院の區別がある。違警罪裁判所、輕罪裁判所、重罪裁判所は、治罪法と同時に施行された舊刑法が、犯罪を違警罪、輕罪、重罪の三種に分けていたのに對應する初審裁判所であつた。このように、官制上の裁判所の名稱と、治罪法上の裁判所の名稱が、かならずしも一致しないことは、當時の裁判所の制度を、きわ

めて繁雜なものにしてゐる。そして治安裁判所は違警罪裁判所として管轄内の違警罪を裁判し(四九)、始審裁判所は輕罪裁判所として管轄内の輕罪を裁判し、併せて、重罪、輕罪の豫審および管轄内の違警罪裁判所がおこなつた始審に對する控訴を裁判した(五四)。また重罪を裁判する重罪裁判所は、控訴裁判所または始審裁判所において三ヵ月ごとに開かれた(七二條)。輕罪裁判所の始審に對する控訴を裁判する控訴裁判所の規定はあつたが(六三條)、輕罪に對する控訴は、施行當初から停止されていたので(十四年十二月太政官布告第七十四號)有名無實であつた。重罪には控訴をみとめないから、重罪に關する控訴審の規定はない。大審院には刑事局がおかれ、(一)上告 (二)再審の訴 (三)裁判管轄を定める訴 (四)公安または嫌疑のため裁判管轄を移すの訴を裁判した(七七)。高等法院は、あらたに設けられた刑事だけの特別裁判所であり、従前の司法省臨時裁判所に該當してゐた。治罪法上の裁判所であるから、高等法院と呼ばれる物的設備が存在したわけではない。それは、次の犯罪を管轄した(八三)。

- (一) 刑法第二編第一章第二章(一一六條—一二〇條皇室ニ關スル罪)の重罪
- (二) 皇族の犯したる重罪および禁錮刑に該當する重罪
- (三) 勅任官の犯したる重罪
- (四) 身分の如何を問わず、前二項の者の正犯、または從犯

高等法院を開くには、司法卿の奏請で、上裁を必要とした。裁判すべき事件、開院の場所も上裁を以て定められた(八四)。その職員は、裁判長一名、陪席裁判官六名で、元老院議員と大審院判事から、毎年あらかじめ上裁を以て任命された(八五)。あらかじめ任命する理由について、井上操は「事件アルニ際シテ命スルトキハ、爲メニスル所アリテ人ヲ取リタルカ如クニ思ハレ、裁判ノ信用ヲ薄カラシムルヲ以テナリ」と解説してゐる。豫審判事は、大審院刑事局の判事を以て任命し(八六)、檢察官は大審院檢察長または司法卿指定の檢事を以て當て(八七)、書記は大審院書記を當てた(八八)。高等法院の裁判につ

いては、原則として上訴をみとめず、缺席裁判に對する故障(四〇條)、哀訴(四三條)、再審の訴(四三條)の場合に限つて、ふたたび同院への上訴をみとめた(八九條)。

以上が高等法院の構成、権限の大要であるが、何がゆえにこのような特別裁判所を設置したのであるうか、その由來を訪ねてみたい。元來、高等法院に關する規定は、ポアソナードの起草した治罪法草案に、*haute cour* として最初から存在していた(八條以下)。高等法院はその譯語である。ポアソナードはその立法理由を次のように述べている。<sup>(5)</sup>

夫レ草案ニ於テ高等法院ノ設アルハ主トシテ社會並ニ被告人ニ齊シク必要ナル信憑ヲ與フルノ目的在リ

犯罪ノ性質太重大ナルカ又ハ被告人ノ身分貴顯ナルトキハ裁判官陪審法律ヲ執ルニ方リテ或ハ強毅不撓ナルコト能ハサルノ恐レ無キニシモ非ス又公益ニ熱心スルニ因リ或ハ被告人ノ位階ノ爲メ動モスレハ恐怖ヲ懷クコトアルニ因リ尋常ナル法廳ニテハ至嚴ノ處置ニ缺クコトモ亦無キニシモ非ス

右二箇ノ危險アルヲ以テ之ヲ豫防センカ爲メ高等法院ハ大審院ノ法官並ニ特殊ナル要件ヲ以テ徵集シタル所ノ陪審ヲ以テ構成ス

歐洲諸國中右ノ目的ヲ以テ高等法院ヲ設クルモノ亦鮮カラス佛國ニ於テハ第一第二帝國ノ時及ヒ第二共和政治ノ時(千八百四十八年ヨリ千八百十一年ニ至ル)

ニ方リ高等法院ノ設ケアリ千八百十五年千八百三十年兩度ノ王政ニテハ立法上院ニ於テ高等法院ノ職ヲ行ヘリ現今高等法院ノ職ハ元老院ニテ之ヲ行フ然レトモ獨リ諸省卿ノ罪ヲ裁判スルニ止ル

この説明によつて、(一)この制度がフランス法の模倣であること、(二)國家的大事件の審理、または犯罪者が特殊の身分、地位の場合に、一般裁判所が逡巡し、裁判の公正を缺くのを防ぐためであること、などの立法趣旨がわかる。後ちに治罪法の草案の元老院審議の折、政府委員清浦奎吾は提案理由の説明で「皇族大臣勅任官ノ犯罪及ヒ國事ニ關スルノ重罪ヲ高等法院ニ於テ裁判スルハ裁判ノ公平ヲ維持スルト其身分ヲ敬重スルトニ出ツ」と述べているが、これはポアソナードの立案趣旨を要約し、さらに特殊の身分に對する「敬重」という理由をつけ加えたものに他ならない。

治罪法は、明治九年以來、司法省において編纂が開始され、翌十年十二月、取調係が設けられ、前述のポアソナード原案

は、そこでの第一草案であるが（全六五〇條）、岸良兼養を長とする日本側委員も加わり、討議修正の上、十二年九月に治罪法案全六百五十條が上奏された。同年十二月、治罪法案審査局が設けられ、翌年二月に審査を終了したが、その結果全五百三十條に壓縮された。この審査修正案はさらに内閣において審査され、陪審（九）その他の規定に削除、修正を加え、全四百八十條に改めて、同年四月、元老院に提出された。元老院でも僅少の修正が行われたが、條數は變らず、それが十三年七月公布の治罪法となつたのである。高等法院に關する規定も、こうした過程において若干の訂正をうけている。その主なる點は、ボアソナード原案において、裁判官、檢察官（大審院關係）の重罪をも管轄に加えていたのが（九八條）、審査修正案において削除され（八六條）、また裁判長および陪席裁判官が全て大審院判事から任命されるものであつたのが（一一〇條）、同じく審査修正案で元老院議員、大審院判事の兩方から任命されるようになった（八八條）ことである。ことに、後者の修正は、注意を要する。「治罪法修正趣意書」に「高等法院ニ於テハ皇族大臣等身分ノ重キ者ヲ裁判スルト國事犯ノ如キ一國ノ安危ニ關スルコトヲ裁判スルトニ由リ雷ニ大審院ノ判事ノミヲ以テ其裁判官ト爲ス可カラス故ニ元老院ノ議官ヲ加ヘタリ」とあるごとく、審査局の意向では、大審院判事よりも、元老院議員の方を重くみて、その参加を企てたのである。當時の大審院の序列は「開拓使ノ上諸省ノ次」（八年七月太政官布告第百二十三號）であり、元老院の地位とは比較にならないほどひくい。それがため、元老院議員はすべて勅任官であるのに反し、大審院の勅任判事は、院長以下わずか數名にすぎなかつた。（一〇）こうした事情を考えると、高等法院の裁判官に元老院議員を加えたことは、高等法院の地位を非常に重要視し、その權威の向上を計つたものとみることができ

る。  
ボアソナードの立法趣旨は、前に述べた。彼は、フランス法の導入に基礎をおき、純法律制度的な立場から高等法院の構想を立案したにすぎないが、その編纂に参加した日本人委員は、司法省臨時裁判所に代わるべき高等法院が、當時の社會において現實に果すべき役割をつねに念頭において、編纂をすすめたにちがいない。司法省臨時裁判所は佐賀の亂、西南の役、

大久保參議暗殺事件などにおいて、それぞれ大きな存在意義を示したものである。西南の役終結後は、そうした反動的な武力による反抗は、勃發の可能性を減じたが、それに代わるべきものとして、あらたに自由民権運動が擡頭した。八年七月の讒謗律(太政官布告 第百十號)、新聞紙條例(太政官布告 第百十一號)、十三年四月の集會條例(太政官布告 第十一號)などの制定は、いずれも、その運動に對處する立法的措置であつたことは、いまさらいうまでもない。いまや、當然豫想される自由民権論者の國事犯事件に、つよい對抗策を採ることは、焦眉の急務であつたわけである。治罪法案草案審査局が、ボアソナードの原案にあきたらず、さらに高等法院の強化を企てたのは、そうした現實的要求の結果であつたと、私は考へたい。

しかし、元老院議官を高等法院の裁判官に加えたことをもつて、政府權力を司法裁判へ介入させる企圖であつたとただちに速断してはならない。當時の裁判官は、身分的保證もなく、政府が自由に任免できる點では、一般行政官と全く同じであつた。高等法院の構成に、たとえ元老院議官が加わらない場合にも、政府權力がその裁判に介入することは容易であつた筈である。こうした點から考えると、元老院議官の参加は、大審院判事を牽制するためではなく、前にも述べたごとく、單に高等法院そのものの權威の強化を計つたにすぎないものと考えべきであらう。

かくして明治十五年一月(一八八二年)、治罪法施行と同時に高等法院は組織されることになり、一月二十八日、その裁判官が任命された。裁判長には大審院長玉乃世履が登用され、陪席裁判官は、元老院議官から、河瀬眞孝、黒田清綱、伊丹重賢、大審院判事から尾崎忠治、岡内重俊、中島錫胤(13)の合計六名である。任期は一年ごとの更新であつたから(治罪法 八五條)、翌十六年一月十六日、第二回の任命がおこなわれた。裁判長は玉乃の留任、陪席裁判官は、元老院から長岡護美、河田景興、林友幸、大審院判事から岡内の留任とあらたに關義臣、武久昌孚が選ばれ(13)、計六名である。そして、この陣容をもつて福島事件の審理にのぞんだのである。

(1) 明治十八年一月太政官布告第二號をもつて、この停止は條件附で解除された。

- (2) 明治五年八月三日の司法職務定制によると、司法省臨時裁判所は「凡國家ノ六事ニ關スル事件及裁判所ノ犯罪ヲ審理」し「平常官員ヲ設ケス臨時判事ヲ以テ之ニ充ツ」るものであった。
- (3) 石井良助博士は「皇族は別としても、勅任官の犯した重罪につき特別裁判所で裁判するのは、なお舊思想の殘存せるを思わせる」
- 〔明治文化史・法制編〕四三九頁〕と批評しておられる。
- (4) 井上操「日本治罪法講義」上卷(明治十九年)・六二八頁。
- (5) 「治罪法草案註解」第一編・三〇三—三〇五頁。
- (6) 「元老院會議筆記」・明治十三年四月九日の條。
- (7) 石井・前掲法制編・四三六頁。
- (8) 高等法院についても陪審の規定があつたが、この内閣の審査で削除され、その代りに、陪席裁判官を四名から六名に増加した。
- (9) 慶應義塾圖書館藏「治罪法修正趣意書」(寫本)。この寫本は、治罪法草案審査局の文書と推定される。
- (10) 明治十三年の「官員錄」によると、勅任官は院長岸良兼養と尾崎忠治、北島治房の二判事のみで、他の十八名の大審院判事は奏任官である。
- (11) 當時の治罪法草案審査局は、總裁柳原前光(元老院幹事)、委員は、河瀬眞孝(議官)、玉乃世履(司法大輔)、津田出(議官)、細川潤次郎(議官)、岸良兼養(大審院長)、鶴田皓(檢事)、村田保(太政官權大書記官)、名村泰藏(司法少書記官)、清浦奎吾(司法權少書記官)、昌谷千里(判事)らである。
- (12) 明治十五年の「官員錄」によると、尾崎、岡内、中島は、二十四人の大審院判事の中の院長につぐ上席三人であり、彼等だけが勅任官である。
- (13) 明治十六年の「官員錄」によると、關は奏任官判事二十四人中の第六位、武久は同じく第十一位にいる。勅任官判事は前年度と同じく三名である。

#### 四 高等法院における福島事件の裁判

福島始審裁判所若松支廳より、事件の移送をうけた高等法院は、明治十六年二月十二日より豫審を開始した。擔當判事は

大審院判事巖谷龍<sup>(1)</sup>、兵頭正懿<sup>(2)</sup>の二人である。豫審は「大に福島、若松の裁判廳と其狀を異にし、絶えて跡の酷虐に涉る等のことなく、殊に巖谷判事の如きは、大いに同情があつたので、黨衆爲めに蘇生の思を爲し、事實として毫も隠蔽する等の事無かつた」と、被告の一人である中島友八が語つたという<sup>(3)</sup>。豫審は四月十二日に終結、同月十四日、高等法院檢察官渡邊驥より、河野廣中、田母野秀顯、愛澤寧堅、平島松尾、花香恭次郎、澤田清之助ら六名に對する内亂罪の公訴狀が、高等法院裁判長玉乃世履宛に提出された。同日、鎌田直造<sup>(4)</sup>、佐々木卯三郎<sup>(5)</sup>の兩名も、附帯犯として同じく高等法院の公判に附された<sup>(6)</sup>（治罪法八三）。そして、山口千代作他五十名は「其方儀内亂に關し及び兇徒聚衆の行爲ありし段起訴有之、遂審理處犯罪の證憑無之に付、治罪法第二百二十四條に依り、免訴の上放免する者也<sup>(7)</sup>」として釋放された。

高等法院における最初の國事犯事件として天下の耳目をあつめた公判は、七月十九日から開廷された。自由黨關係の著名代言人を動員した辯護陣は、被告人に各一人ずつ附せられた。すなわち、河野には星亨、平島には中島又五郎、花香には山田泰造、田母野には大井憲太郎、愛澤には北田正董、澤田には植木綱二郎がついて、それぞれ辯護を擔當したのである。そして十數回の公判をかさね、八月二十八日に結審、九月一日に判決の言渡がおこなわれた。河野は輕禁獄七年、田母野他四名は輕禁獄六年であつた。

まず、高等法院が、この事件に適用した舊刑法の條文をあげ、それをどのように操作して、量刑を決定したかを述べてみよう。

第二百一十一條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的ト爲シ内亂ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ處ス

二 群集ノ指揮ヲ爲シ其他樞要ノ職務ヲ爲シタル者ハ無期流刑ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ爲シタル者ハ重禁獄ニ處シ其情輕キ者ハ輕禁獄ニ處ス

四 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二百二十五條 兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他内亂ノ豫備ヲナシタル者ハ第二百二十一條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス

河野らにまず適用されたのは、第二百二十五條二項であり、「内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者」と認定されたのである。そして、彼等は第二百二十一條の一號に該當する内亂の「首魁」であり、すでに内亂の着手があれば「死刑」であるが、「豫備ニ至ラサル者」のため、「死刑」から「二等」を減せられる。この減刑の方法は、

第六十八條 國事ニ關スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一 死刑

二 無期流刑

三 有期流刑

四 重禁獄

五 輕禁獄

による。したがつて、同條の「三 有期流刑」に該當する。檢事の求刑はこれであつた。ところが、高等法院はさらに「所犯情狀原諒」すべきものとみとめ、次の酌量減輕の規定を適用した。

第八十九條 重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得

第九十條 酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

法律ニ於テ本刑ヲ加重シ又ハ減輕ス可キ者ト雖モ其酌量ス可キ時ハ猶ホ之ヲ減輕スルコトヲ得

自由黨福島事件と高等法院

そのため、さらに「有期流刑」から二等を減じた。この場合の減輕方法も、前と同じように第六十八條の例による。従つて同條の「五 輕禁獄」に該當する。輕禁獄については、

第二十三條 禁獄ハ内地ノ獄ニ入レ定役ニ服セス

重禁獄ハ九年以上十一年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下ト爲ス  
とあるから、結局、「六年以上八年以下」の範圍において、最後の刑が決定したのである。田母野らの六年は最短期間の刑であり、河野だけは、それより一年重かつたわけである。この量刑において判明することは、高等法院は、事件を第二百二十五條二項に該當する犯罪行爲とみとめながら、酌量減輕および刑の自由裁量の規定を最大限まで活用し、できる限りの減刑を考慮したということであろう。

次に、前に掲げた舊刑法における内亂罪の規定の意義を検討したい。

舊刑法は明治八年以來、司法省においてボアソナードを中心に編纂が開始され、その過程において幾多の草案が作られたが、<sup>(8)</sup>十年十一月、司法卿より太政官へ確定案が上進された。この草案は全四百七十八條である。翌十一年一月、この草案を審査するため、刑法草案審査局が開かれ、一年半餘を費して修正を加えた。これが元老院に提出された刑法審査修正案であり、全四百三十條から成る。元老院でも若干の修正があつたが、條數は變らず、太政官はそれを承認して十三年七月公布、十五年一月より施行したのである。

内亂罪の規定は、ボアソナード起草案以來、存在した。それがフランス法の繼受であるこというまでもない。舊刑法に先立つ新律綱領、改定律例が共に、反亂罪の規定を有しなかつたのといちじるしい對照をなす。ボアソナードはフランス法に則り、國事犯に對する死刑に反對の意見を有していたので、<sup>(9)</sup>司法省確定案に至るまで、國事犯の最高刑は無期流刑であつた(確定案一)。<sup>(三四條)</sup>また、確定案の一つの特長として、内亂の「豫備」のみならず(一三)、陰謀の「協議決定」、さらに「陰謀協議

セスト雖モ發言ヲ爲シタル者」までを、犯罪の内容に包括して(一〇條)國事犯に關しては、あらゆる行爲を細大もらさず處罰の對象にしていたのである。ところが、審査修正案に至るや、國事犯の最高刑に死刑が採用された(審査修正案)。日本人委員としては、ボアソナードの死刑反對論を手ぬるしと判断したためであろう。しかし、「發言云々」の條は削除され、そして「協議決定」は「内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者」と改められた(一二條)。

それでは、この「内亂」とは果して何か。ボアソナードは國事犯を定義して「夫レ政事ハ國ノ廣大無上ノ施治タリ。政府ノ行爲タリ。夫ノ國事犯ハ此施治ニ抗シ此政府ニ反スル所ノ罪ナリ」と述べ、さらに「實ニ暴行手段ハ國事犯ト分離スルヲ得ス」としている。すなわち、一言でいえば暴力革命という意味であろう。「内亂」そのものの意味は、條文の細部にわたる變更にもかかわらず、確定案以來、公布された舊刑法に至るまで變つていない。

宮城浩藏は、その「日本刑法講義」において、舊刑法第二百一一條を解説して、次のごとく述べている。(一三)

第一項政府ヲ顛覆シ云々、政府ヲ顛覆スルトハ現在ノ政府ヲ覆シ更ニ新政府ヲ立テ或ハ政體ヲ變更セントスルノ類ヲ云フ。邦土ヲ僭竊スルトハ一地方ヲ押領シ、我國ノ政令法度ヲ遵奉セス、自ラ政度ヲ定メントスル如キノ類ヲ云フ。又朝憲ヲ紊亂スルトハ其意甚タ廣ク或ハ皇嗣ノ順序ヲ紊ラントスル如キ或ハ中央若クハ地方官憲ノ制ヲ廢セントスル如キ苟モ我朝廷ノ憲法制度ヲ變更セントスル者ハ皆ナ此語中ニ包含セサルハナシ。故ニ政府ヲ顛覆シ、又ハ邦土ヲ僭竊スルトハ、朝憲ヲ紊亂スルノ最モ重キ者ニシテ、此ニ之ヲ明記シタルハ其類例ヲ示タルニ過キサルナリ。右ノ諸件ヲ目的ト爲シ云々、此目的ノコソ實ニ暴舉暴動又ハ内國戰爭ヲシテ内亂ノ罪ヲシムル所以即チ國事ニ關スル罪タラシムル所以ナリ。……内亂トハ猶内國戰鬥ト云フカ如ク暴舉暴動政府ニ對敵シテ兵ヲ舉ルノ義ナルコトハ、我輩カ既ニ述ヘタル所ナリ

また、江木衷も「刑法各論」において、次のごとく解いている。(一四)

内亂トハ戰爭一揆暴動等必スシモ英國法ノ如ク兵ヲ舉クルコトヲ要セス凡テ國內ニ於ケル暴舉ヲ指示スルモノナレトモ、其所謂暴舉ナルモノハ必ス有形的即チ腕力上ノ暴舉ニシテ無形的ノ暴舉ヲ包含スルコトナキモノノ如シ。

このように舊刑法における「内亂」の意義が、暴力による革命運動であることは、全く疑う餘地がない。  
次に「内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者」の意味であるが、「豫備」は第百二十五條に例示されておるが、ごとき、暴動の準備行動であり、その「豫備ニ至ラサル」というのは、その行動にまだまだ至らず、陰謀すなわち二人以上の合議決定の段階にあることをいうのである<sup>(15)</sup>。

そこで問題は、福島事件の内容が、前に述べた「内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者」に該当するかどうかである。福島始審裁判所若松支廳が高等法院へ移送した際、事件のもつとも重要な證據物件として三種の文書があつたことは、前々節で述べた。しかし、「特別内規則」と「六郡總理本部よりの發令」の二つは、高等法院において、全く無視され、檢事の公訴状にも入っていない。おそらく豫審において虚構と判断されたものと思われる。三つの中、残るはただ「盟約書」だけである。高等法院の法廷における裁判官の取調は、ほとんどこの一點に集中しており、また檢事側と被告および辯護人側との論戦も、この文書を巡る解釋に終始していた。河野ら六名のみが有罪とされたのは、この盟約書の参加者であつたからである。福島事件審理のヤマは正にこの「盟約書」にあつたといつていい。「盟約書」の原本は湮滅し、ただ關係者の自白によつて、その内容が復元されたことは前節で述べた。河野ら四人の記憶によつて再製したこととして、その内容は、かならずしも一致していない。すなわち次の通りである<sup>(16)</sup>。

河野 廣中	誓約	第一 吾黨ハ自由ノ公敵タル 擅制政府ヲ顛覆シテ公議 政體ヲ建立スルヲ以テ任 トナス
花香 恭次郎	盟約	第一條 我黨ハ我日本國ニ在 テ壓制政府ヲ顛覆シ眞 正ナル自由政體ヲ確定 スル事ヲ勉ム
平島 松尾	盟約書	第一條 吾黨ハ吾日本國ニ在 ツテ壓制政府ヲ顛覆シ 自由ノ制度ヲ確立スル 事ヲ務ム可シ
田母野 秀顯		第一條 我黨ハ自由ノ抗敵タ ル壓制政治ヲ改良ス 第二條 我黨ハ前條ノ目的ヲ 達セン爲ニハ親戚妻子

<p>第二 吾黨ハ吾黨ノ目的ヲ達スルガ爲メ生命財産ヲ抛チ恩愛ノ繫繩ヲ斷チ事ニ臨ミ一切顧慮スル所ナカルベシ</p> <p>第三 吾黨ハ吾黨ノ會議ニ於テ議決セル憲法ヲ遵守シ但ニ同心一體ノ働ヲナスベシ</p> <p>第四 吾黨ハ吾黨ノ志望ヲ達セザル間ハ如何ナル艱難ニ遭遇シ又幾年月ヲ經過スルモ必ズ解散セザルベシ</p> <p>第五 吾黨員ニシテ吾黨ノ密事ヲ漏シ及ヒ誓詞ニ背戻スル者アル時ハ自刃セシムベシ</p> <p>右五條ノ誓約ハ吾黨ノ死ヲ以テ決行スベキ者也</p>	<p>第二條 我黨ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲生命ヲ賭シ財産ヲ擲ツベシ</p> <p>第三條 我黨ハ我黨ノ會議ニ於テ決定シタル事件ヲ決行ス</p> <p>第四條 我黨員ニシテ我黨ノ密事ヲ漏スモノハ直チニ斬ニ處スベシ</p> <p>第五條 我黨ハ以上ノ目的ヲ遂ゲザレバ幾年月ヲ經過ルモ添ラザルベシ</p> <p>右ノ盟約ハ我黨ノ主義精神ニシテ則チ之ヲ神明ニ誓ヒ死ヲ以テ之ヲ守ルモノナリ</p>	<p>第二條 吾黨前條ノ目的ヲ達スル爲メニハ生死ヲ顧ミズ</p> <p>第三條 吾黨ハ妻子眷屬ノ累ヲ絶チ且財産ヲ棄却スル事ヲ顧ミズ</p> <p>第四條 吾黨ノ衆議ヲ以テ決スル者ハ斷行スベシ</p> <p>第五條 吾黨中ノ秘事ヲ漏スモノハ斬ニ處スベシ</p> <p>右之條々死ヲ以テ誓フ者也</p>	<p>ノ恩愛ヲ割ク事有ルベシ</p> <p>第三條 我黨ノ萬事ハ衆議ニ據テ決行ス</p> <p>第四條 我黨ノ密事ヲ漏ス者ハ自刃セシムベシ</p> <p>第五條 我黨ハ前條ノ目的ヲ達セザル以上ハ死ストモ止マヌ</p>
---	---	---	--

この盟約書の核心は「壓(擅)制政府ノ顛覆」にある。花香は「余ガ起草セシニハ相違ナケレ共其後或人ノ忠告ニ從ヒ之レ專制政府改良ト改メ」た<sup>(17)</sup>と法廷では述べた。平島も同様の事實をみとめ、さらに河野は「盟約書ニハ顛覆トアルモノト改良ト改メタルモノト」「一ツトモ存シタ」と述べている<sup>(18)</sup>。文字を改めた理由は、愛澤寧堅によると「初メニ壓制政府顛覆云々

ト書キアリタレ共、後ニ至リ河野ヨリ我々ハ公議輿論ニ據リテ壓制政治ヲ改良シ去ルノ意ナルニ顛覆云々ト書キシアリテハ字義ニ於テモ不適當ナリ、且ツ此文字ハ不吉不詳ノ意味ヲ含蓄スル故壓制政治ヲ改良云々ト書カヘタル方穩當ナラント申來リシニ依リ、余モナル程然ル方ヨカラント思ヒ顛覆ノ二字ニ代フルニ改良ノ二字ヲ以テシタリ<sup>(19)</sup>といふのである。ところが、澤田清之助は「元來盟約書ニハ顛覆等ノ文字ナシト確信ス<sup>(20)</sup>」と述べていた。何分にも、原本が存在しないのであるから、こうした點はきわめて曖昧である。しかし、いづれにもせよ、「壓制政府顛覆」の意味が、「公議輿論」によつて壓制を除くの趣旨であり、決して暴力革命すなわち内亂をめざしたものではなかつたといふ點では、すべての被告人の申立が一致していた。

ところが、檢察官側は、この「顛覆」の意味を暴力的反亂であると断定し、判決もまたその説にしたがつたのである。判決に曰く、<sup>(21)</sup>

誓約書記憶ノ書取ニ政府ヲ顛覆スルノ文字アルハ、言論文章ヲ以テスルノ顛覆ニシテ、暴行ヲ以テスルノ顛覆ニ非ズト申立ツレ共相立ズ。何トナレバ、本件即チ被告事件ノ顛覆スルト云ヘル事實ハ、上文ニ掲ゲシ暴行ヲ以テスルノ顛覆ナリト、判定スルニ充分ナルヲ以テナリ。顛覆トハ内亂ヲ爲ス目的ニ止マリ、内亂即チ暴行ヲ爲ス事ヲ、陰謀セシ事ナント申立ツレ共相立ズ。何トナレバ誓約書記憶ノ書取ニ政府ヲ顛覆シト記載シ、又ハ死ヲ以テ決行スト記載シ、又政府ヲヒツクリ返ストハ謀反スルノ謂カトノ問ニ對シ、然リト答ヘタル等ニ據レバ、内亂即チ暴行ヲ爲ス事ヲ陰謀セシ事ナントハ不當ノ陳述ナルヲ以テナリ<sup>(手塚點)</sup>。

法廷においては、辯護人側が、「顛覆」の文字に内亂の意味なしとの反論を試みた。星亨辯護人は曰く、<sup>(22)</sup>

元來、内亂ナルモノハ、只紙上ニ顯ハレタル文字等ヲ云フニ非ズ。兵ヲ起シテ國內ヲ擾亂スルノ謂ニシテ、即チ暴擧ナリ。之ヲ佛語ニテ言ヘバ、ラ、リエール、シビル、英語ニテハ、シビル、ワールト稱スル者ニテ、孰レモ内國ニ兵ヲ起スト云フ義ナリ。故ニ政府顛覆ト文字ニ書クトモ、武器金穀ヲ具備スルカ、或ハ之ヲ具備スルノ計畫ヲ爲スニ非ザレバ、之ヲ内亂陰謀ト云フヲ得ザルナリ。既ニ内亂陰謀ト云フ以上ハ、其實、政府ヲ顛覆スルト云フ見込ナカル可カラズ。本件果シテ内亂ノ陰謀ヲ爲シタルカ。其證ヲ與ヨト問ハバ、盟約書アリト答ヘ

シノミ。盟約書果シテ證據タルカ。其實ヲ擧ヨト問ハバ、曰ク、無シト答フルノ外ナカルベシ。畢竟、證據ノ證據タル所以ハ、其實ヲ照スニ依ルモノニシテ、即チ影ノ形ニ於ルガ如シ。余ハ世間未ダ形チナクシテ、影アル者ヲ聞カザルナリ。斯ノ如ク論定シ來レバ、檢察官ノ證據トシテ擧ラレタルモノハ、最早消滅シテ影ダニモ止メザルベシ。本件盟約書ノ如キハ、英國ニ於テハ、之ヲ不法ノ盟約ト稱シテ罰スル法アレ共、日本現今ノ法律ニハ、此ノ條ノ無キヲ以テ見レバ、法律ニ明文ナキモノハ、罰スル得ズト云フ格言ニ從ヒ、被告等ノ無罪ナル事ハ明カナリ(句讀點)  
(手塚)。

また、中島又五郎辯護人は曰く、<sup>(23)</sup>

國事犯トハ如何ナル者ナルヤト考フル時ハ、則チ政府ヲ顛覆スルノ目的ヲ以テ共謀シ、而シテ之ガ目的ヲ達スルノ手段ヲ計畫シ、法律ノ範圍ヲ超脱セシ者ヲ云フナリ。……故ニ、此二者ヲ具備スルニ非ザレバ、決シテ國事犯ト稱スルヲ得ズ。若シ單ニ目的アリテ、手段ナケレバ、彼ノ演説者新聞記者ガ顛覆論ヲ唱ヘタルト同一ニシテ、言論條例ヲ以テ罰スベキ者ナリ。又其手段アリテ目的ナケレバ、道具屋ガ刀劍ヲ買入ルルト一般ニシテ、別ニ罰スベキ所ナシ。政府ヲ顛覆スルノ目的ヲ以テ、手配ヲ爲シ、甲ハ此ニ從事シ、乙ハ彼ヲ擔當スベシト計畫シ、之ヲ行爲ニ出サザル以上ハ、國事犯トハ言ザルナリ。……彼盟約書ニ、果シテ政府顛覆ノ文字アリタリトスルモ、手段ノ如キハ少シモ計畫セル事ナク、只此文字ヲ紙上ニ記シタリト云フ迄ノ事ナリ。豈復タ内亂ノ陰謀アリト云フヲ得ンヤ。畢竟國事犯ニ限り、陰謀ヲ罰スル所以ノ者ハ、此陰謀ガ國事犯トナルベキモノナルヲ以テノ謂ナリ(句讀點)  
(手塚)。

これらの辯護論も、高等法院を動かすことができなかつたのである。

原本は存在せず、ただ自由によつて復元した一片の盟約書にあらわれた「顛覆」の文字を以て、「内亂」の同義語と理解した判決は、いかにも無理であろう。後年、前掲自由黨史が「嗚呼、堂々たる高等法院、而かも奏請上裁を経て開かれたる高等法院に於て、國家重大の内亂陰謀罪を讞斷するに當り、只だ纔に一片の誓約書のみを基礎とし、盡く處するに數年禁獄の刑を以てせしは、果して天下百世の情議を服せしむるに足るべき乎<sup>(24)</sup>」と嘆いたのは、蓋し當然であつた。

もしも、この「盟約書」が内亂陰謀であるとするならば、當時の福島縣下は三方道路の問題で騒然たる状況であつたか

ら、絶好の基盤であり、河野一派は、農民の指導に、そうした方向にむかつてさらに積極的な計畫を樹立しえた筈である。しかし、そうした痕跡は全く見當らない。訴訟と陳狀のくりかえしを指導したにすぎない。彈正カ原事件も、單なる偶發的事件であつて、「盟約書」とは無關係である。このことは後述のごとく、大審院もみとめたところであつた。とするならば、「盟約書」は、多少その字句に不穩當の點があるにしても、その眞のねらいは、單なる政治運動による社會改革をめざすものであつたと考えざるをえないのである。

高等法院の裁判は、はじめから被告一同にかなり同情的であつた。高等法院判事局が判決資料として編纂した「事實始末」の「凡例」に、<sup>(25)</sup>

治罪法第百五十九條に左の法文あり

豫審判事ハ犯罪ノ性質方法日時場所及ヒ被告人ノ人違ナキコトヲ證明ス可キ模様ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ヲモ記載ス可シ

右の法文に基き被告人の利益となる可き模様に付ては、事實始末中に之を載せ、以て暴動紀事の遺漏を補充す

とある。「暴動紀事」というのは、檢事局が提出した證據書類である。この「凡例」は、被告に有利な證據をも、十分に斟酌した高等法院の立場をよく示している。前に述べたように、豫審において、「特別内規約」「六郡總本部發令」のごとき、あやしげなる證據を一蹴したのは、そのためである。さらに、判決においては、鎌田および田村曉雲の陳述、愛澤寧堅書簡、田母野書簡、新聞發行趣意書（明治十四年九月）など公訴狀に添えられた「盟約書」以外の證據物を、すべて證據として採用していないが、これも被告側の主張を十分にみとめた結果であつた。

また、法廷において、<sup>(26)</sup>檢事側の主張を斥けて、最後まで傍聽を禁止しなかつたこと、あるいは、事件に關連なしとの理由から、檢事側がしばしば反對したにもかかわらず、河野らに、三島縣令の施政に對する攻撃を長時間にわたつて許し、その

發言を禁止しなかつたことなども、高等法院ができる限り公平な立場で、事件を審理したことを物語っている。<sup>(27)</sup>

されば、被告側も、法廷において、しばしば、裁判長に對して謝意を表している。例えば平島が七月二十七日の公判廷で「余ハ事實ヲ陳述スル前ニ判官閣下ニ向テ其公明ナル處置ヲ謝セザルヲ得ザルナリ。余ノ福島警察署、若松裁判所ニテ審問ヲ受クルヤ、拷掠強迫全ク言論ノ自由ヲ拘束セラレタリ。然ルニ當法廷ノ公明ナル公然傍聽ヲ許サレ、被告人ニ辯論ノ自由ヲ與ヘ……之ヲ福島若松ニ比スレバ、實ニ月すつぽんノ相違アリ」と述べているのは、被告一同の偽わらざる氣持であつたにちがいない。

このように、高等法院が、かなり嚴正な態度で審理をすすめ、さらに、被告に對して十分な好意を示したと思われるにもかかわらず、なぜ事件を無罪とせず、有罪判決をおこなつたのであろうか。その原因は、政府からの壓迫、裁判官身分保證の缺除、この二點にあつたものと、私は考えたい。後年、判事の一人、岡内重俊<sup>(28)</sup>は、

事件の審理中、三島通庸が屢々來訪して、河野が内亂の陰謀をしたことは一點の疑を容れぬ。故に是非とも死刑に處して貰わねばならぬと言つて、切に迫つたものである。彼は中央政府の當局者にも運動して、裁判を動かそうとしていたらしい。而してその裁判に對し、刑に座いた人達や、之に同情する世人は、或は酷に過ぎると思つたかも知らぬが、實に已むを得なかつた

と語つたという。この談話には、裁判に對する行政府の壓迫の片鱗があらわれている。三島は、事件發生以來、太政大臣三條實美に「人民暴擧之儀ニ付上申」<sup>(29)</sup>（十六年一月十八日）を提出し、また、高等法院において、大量の免訴あることを聞かや、直に左大臣有栖川宮熾仁親王に内申書<sup>(31)</sup>（十六年四月十二日）を提出するなど、河野一派の處刑に、非常な熱意を有していたことはあきらかな事實であつた。政府においても、自由黨に對しては、斷乎たる處置をのぞんでいたであらうから、それが、有形無形の壓力となつて、高等法院を動かしたことは疑いえない。豫審開始直後に司法卿大木喬任が、玉乃院長に裁判の見通しについての問合せをしていることは、<sup>(32)</sup> そうした壓力の一例であらう。しかも、前にも一言したごとく、當時の司法官は、

なんらの身分上の保證もなく、政府に對しては全く弱い立場に立たされていた。もしも高等法院の裁判官が、河野ら全員に對して、證據不十分を理由に、あるいは犯罪の事實なしとして、無罪を言渡したとしたならば、どんな結果を生じたであろうか。おそらく、玉乃大審院長はじめ、關係裁判官一同、その官吏としての地位は、到底保持できなかつたであろう。後年、大津事件における兒島惟謙大審院長の場合とは、その身分上の保證において雲泥の差があつたことを思うべきである。

あやしげな證據の一切を捨て去り、見方によつては多少の疑問點ものこるであろう「盟約書」一點だけを證據として採用し、しかも情狀酌量の規定を、最大限まで活用して、刑の減輕を計つている高等法院の判決は、當時の裁判官にのこされたギリギリ一杯の政府に對する抵抗線ではなかつたであらうか。

なお、さきに彈正カ原事件で兇徒聚衆罪に問われ、福島始審裁判所若松支廳において有罪を宣告された農民總代坂内代五郎他十數名の者は、大審院へ上告したが、高等法院閉廷に先立ち、全員「擬律錯誤」をもつて無罪の宣告をうけた。<sup>(84)</sup> また、上告せずに服罪していた者については、大審院検事長より非常上告(治罪法四三五條)がおこなわれ、これまた原判決が破棄され、釋放されたのである。<sup>(85)</sup> かくして彈正カ原事件は全くの偶發的事件であり、河野らの「盟約書」とも無關係であることが確認されたわけであつた。

(1) 巖谷は肥前の人、緒方塾に學んだ醫者で玄龍と號した。維新後、陸軍中佐にすすみ、陸軍裁判所評事となる。後ち大審院判事に轉じ、二十三年十月退職した(荒木櫻洲「司直叢話」・法律新聞二六四二號・昭和二年・一〇頁、「武雄史」六七〇頁以下)。

(2) 兵頭は宇和島の人、民部省庶務正、大藏省記録頭、秋田縣參事を経て大審院判事となる。後ち大藏省預金局長、千葉縣知事を歴任、二十九年八月退職した(同前・法律新聞二五七八號・大正十五年・一八頁)。

(3) 前掲會津民權史・五三頁。

(4)(5) 鎌田と佐々木は、證據物件である河野らの盟約書を隠蔽したという罪狀(舊刑法一五二條)をもつて、公判に附されたものであるが、河野らのそれとは分離して、九月二十八日から開かれた。この方の裁判官は、議官長岡護美がしりぞぎ、議官渡邊清(豫備裁判官)

が加わっている。十月二日、鎌田には拘留五日、佐々木には拘留八日の判決があつた（前掲高等法院公判録・三五六頁）。なお、佐々木は「未就捕」のまま公判に附されていたが、四月二十六日、福島縣白坂で捕縛され、東京に護送されたものである（庄司・前掲政黨發達史・三七六頁）。

宮武外骨氏によると、鎌田、佐々木は三島縣令側のスパイの疑いがあるとし、それがため刑が非常に輕かつたと推測されている（前掲密偵史・一四九頁）。しかし、確證はない。善意に解すれば、本文で述べるように、河野一派に同情的であつた高等法院のこととして、こうした附帯犯についても、法律上最小限の刑を課したものと考へられる。

(6) 高等法院に送致された人員数は、諸書によつて多少の異同がある。前掲福島自由民權運動史は河野以下五十八名の氏名をあげ（一三〇頁）、また前掲福島縣政治史も同様である（上巻・四三三頁）。これに反して前掲會津民權史は五十六名の氏名をあげ（五三―五四頁）、前二書と對照するに、瓜生直七と鎌田猶三が洩れている。さらに前掲自由黨史（中巻・二五七頁・岩波文庫版）および前掲磐州傳（上巻・六〇八頁）には五十四人の氏名をあげており、五十八人の場合と比較すると、三浦篤次郎、丹盛太郎、鎌田猶三、瓜生直七の名が見當らない。前掲東陲民權史は氏名をあげず、ただ「六十名」と述べ（一四七頁）、前掲安達憲政史も同じく「五十四名」と記している（九九頁）。五十八名とすると、その中で鎌田をふくむ（前註参照）七名を公判に附したので、釋放者は五十一名の計算になる。前掲福島縣政治史も「五十一名放還」と述べている（上巻・四三五頁）。しかし、當時の新聞に掲載されている釋放者の氏名によつて計算すると（例えば十六年三月十一日、四月十五日讀賣新聞）、五十五名になる。ここでは一應「五十一名」説にしたがい、なお疑問をのこしておく。

(7) 前掲自由民權運動史・一三九頁。

(8) 石井・前掲法制編・四五三頁。

(9) 「刑法草案述義」（明治十六年）・二二九頁以下。本書は司法省確定案に對するボアソナードの理由書である。

(10) 刑法草案審査局は、總裁伊藤博文（參議）、後ちに柳原前光（元老院幹事）、委員は陸奥宗光（同前）、津田出（同前）、細川潤次郎（元老院議員）、井上毅（太政官大書記官）、村田保（太政官少書記官）、鶴田皓（司法大書記官）、山崎直胤（同前）をもつて發足した。

(11) 前掲刑法草案述義・二二八頁。

(12) 前掲書・二三七頁。

(13) 宮城浩藏「日本刑法講義」（明治十七年）下巻・五〇―五三頁。

(14) 江木衷「現行刑法各論」（明治二十一年）・四三―四四頁。

(15) 宮城・前掲書・七五頁、江木・前掲書・四八頁。

- (16) 河野、平島、花香の分は、判決書に記載の文面により、田母野の分だけは、判決書に記載がないので、七月十九日の法廷における陳述によつた(前掲公判録・三〇七頁、三一四頁、三〇九頁、四一頁)。
- (17) 前掲書・二八頁。
- (18) 前掲書・七二―七三頁。
- (19) 前掲書・七四頁。
- (20) 前掲書・八二頁。
- (21) 前掲書・三一九頁。
- (22) 前掲書・二二―二二二頁。
- (23) 前掲書・二一五―二一六頁。
- (24) 前掲自由黨史・二七一頁。
- (25) 播磨辰次郎「明治裁判史料」法律新聞一八四號・明治三十七年・二八頁以下。「事實始末」は玉乃大審院長の舊藏で、玉乃の死後、辯護士高橋捨六氏の所有に歸したという。現在の行方はわからない。なお、播磨氏が紹介されているのは、その「凡例」の文だけである。
- (26) 立會検事は、渡邊驥、竹内維積、堀田正忠の三名であつたが、法廷での發言は、ほとんど堀田検事一人がおこなつてゐる。堀田はポアンナードの書生から司法界に入つた人で、後ちに大阪控訴院検事任中、大井憲太郎らの大阪事件をも擔當した。
- (27) 當時の新聞論調も、大體において、高等法院の態度を是認している。例えば十六年九月四日の朝野新聞は「我が高等法院ノ國事犯ニ對スル公明正大ノ處置ヲ贊美セザルベカラズ……其ノ公判ヲ開クニ及ビ、其ノ待遇モ頗ル鄭重ニシテ、被告、辯護人ヲシテ充分ノ辯論ヲ盡サシメ云々」と述べている。
- (28) 前掲公判録・一一五―一一六頁。
- (29) 前掲政友會福島縣史・一六九頁、前掲磐州傳・上卷・六四三頁。
- (30) 前掲暴民反跡・前掲文化全集・二七九頁以下。
- (31) 法務圖書館藏「若松一件書類」。
- (32) 玉乃は、十六年二月二十六日附で「各被告人等ガ罪ノ有無及ヒ罪アレハ其罪ノ性質ヲモ區別セシ見込書ヲ差出スヘキ旨御下命ニ付テノ見込書」を司法卿に提出している(前掲若松一件書類)。この見込書は、河野ら大物については全くふれず、三十餘名の免訴者がでる

見込を述べている。なお、岡内判事の「大凡見込書」(十六年三月四日)、關判事の意見書(同年三月一日)などでも、大量の免訴者があることを豫測している(前掲若松一件書類)。これらの事實からみると、豫審開始當初から判事の間では、大量の免訴が一致した見解であつたものと思われる。

(33) 拙稿「玉乃世履」法学セミナー三六號・五〇頁以下。

(34) 前掲會津民権史・五四頁。しかし、上告審判決日は明記されていない。明治十六年五月二十四日の東京日々新聞によると、坂内代五郎、羽島諦吉兩名の上告審判決日は五月二十三日で、裁判長は岡内重俊、陪席判事は關義臣、武久昌孚、昌谷千里、黒岩直方である。佐治幸平、兼子常五郎ら十數名についての上告審判決日は不明である。大方の御教示を待ちたい。

(35) 明治十六年十月九日および十日の讀賣新聞によると、同年二月若松重罪裁判所で重禁錮を宣告され、服役中の宇田英義、および飯田新五郎、大竹庄次右衛門に對する檢事の非常上告事件は、十月五日、大審院で原判決が破棄されている。他にもこうしたケースがあつたかどうか、不明である。

## 五 その後の高等法院

明治十六年(一八八三年)一月十二日、司法省は太政官に對して次のような「上請」を提出した。<sup>(1)</sup>

治罪法第八十三條ニ高等法院ニ於テ管轄ス可キ事件記列有之候處右犯罪ノ中實ニ輕微ナル者アリ又其犯人僅少ナル場合アリ然ルニ是等皆高等法院ヲ開キ裁判スルニ於テハ頗ル鄭重ニ過キ實際差支ヲ生スル事不少依テ右等ノ事件ニシテ高等法院ヲ開クニ及ハスト見込候モノハ通常裁判所ニ於テ豫審公判ヲ爲ス可キ様致度候別紙御布告案相添此段及申奏候至急御裁可相成度候也

時あたかも、福島、若松において、前年末以來檢舉された彈正カ原事件、無名館事件の關係者が、警察の手によつて、峻烈な取調をうけ、その結果、警察側の見解としては、兇徒聚衆罪事件としてよりも、むしろ國事犯罪事件として、考慮されはじめた頃である。また、司法省が、事件の豫審擔當者として、赤司欽二判事を福島始審裁判所若松支廳へ増派したのも、その頃であつた。赤司判事は、苛酷な取調をおこない「人聞いて其名を畏る」とまでいわれた人である。このような状況下

に、司法省が前記のような上申をおこなつたことは、それが事件と無關係であつたとは、到底考えられない。當時高等法院はまだ開設の實績なく、どんな審理がおこなわれるかは未知數であつた。しかし、裁判長玉乃はじめ、いずれも高官ぞろいであり、かならずしも政府の意向に全面的な追隨をするかどうか疑問もあつたにちがいない。これに反して、地方の裁判所は、裁判長もそれほど高官ではなく、政府權力がおよぶ點では、高等法院に比較すると、はるかに容易であつたと思われる。そうした考慮から、司法省が、前述の「上請」におよんだと考えることは、あながち飛躍的な推測でもなからう。

この「上請」は、參事院に下問された。ところが、參事院は次のごとく、司法省の見解に反對したのである。<sup>(4)</sup>

參事院議案 十六年二月十四日

別紙司法省申奏高等法院管轄事件ノ儀審査スル處左ノ如シ

高等法院ノ管轄ス可キ事件ハ刑法第二編第一章第二章ニ掲クル所ノ皇室ニ對スル罪及ヒ國事ニ關スル重罪ニシテ司法省申奏所謂輕微ノ犯罪ハ高等法院ニ於テ管轄スルノ限ニ在ラサレハ他日實際ノ不便ヲ生セシ時ニ至テ改正スルハ格別ナリト雖モ今日ニ於テハ其改正ノ必要ナルヲ見ス況ヤ當今福島縣下暴動ノ後ニ際シ之ヲ變更スルハ政略上恐ラクハ其宜ヲ得タル者ト謂フ可カラス旁以司法省申奏ノ趣廢案ニ議決セリ右ニ由リ指令案左ノ通りニテ可然哉上申候也

この反對意見が提出された直後、松方參議は、その意見を上申、司法省の見解に賛意を表している。<sup>(5)</sup>

參議松方正義上申 十六年二月十七日

別紙司法卿申奏高等法院管轄事件輕微ノ者ハ通常裁判所ニ於テ管轄スルノ議參事院ニ於テハ之ヲ否決セリ然レトモ其實際ニ於テ差支ヲ生スル不尠ノミナラス頗ル鄭重ニ過キ却テ事ノ淹滞ヲ來スノ虞アルヘシ司法卿申奏ハ事理妥當ニ付參事院ノ議ハ採用セス直ニ元案ノ儘元老院檢視ニ被付可然ト考慮致候依テ仰閣裁候也

その後、この問題が、政府部内でのように論議されたかは明らかでない。前節までに述べたごとく、福島事件に對する

判決は九月一日、その附帯犯に對する判決は十月二日、さらに十二月十七日には、自由黨高田事件に對する判決も、何の障害もなく高等法院でおこなわれた。

ところが、この高田事件の判決直後、突如として次のような太政官布告が施行された。

太政官布告

十六年十二月二十八日  
第四十九號

治罪法第八十三條ニ記載スル事件ニ付高等法院ヲ開カサル時ハ通常裁判所ニ於テ裁判スルコトヲ得

先きに司法省上請が、ここに實現したのである。これは治罪法の一部改正であるから、元老院に附議すべき問題である。布告直後、元老院へ「檢視案」として下附されたが、その審議は翌年にもちこされ、十七年一月十六日、第四百二十三號議案として元老院本會議に上呈された。檢視案のためか、政府委員の提案理由の説明もなく、最初から討議が開始されたが、まず鍋島直彬議員が、次のように反対意見を述べた。

本案ハ彼ノ高等法院ノ權限ヲ規定セル治罪法第八十五條ニ關スル重大ノ法律ナリ……然ルニ政府ハ之ヲ本院ノ議定ニ付セスシテ便宜布告セシム。……是レ實ニ本院ノ體面ニ關シ、且ツ高等法院ハ如何ナル場合ニ於テ之ヲ開カサルヤヲ明示セサレハ、到底明備ナラサルヲ以テ本案ニ起立スル能ハサルナリ。

榎村正直議員も、直にその説に賛成した。元老院で問題となるような法案は、先きに布告し、その後事後承諾の意味の「檢視」に附することは、當時の政府がしばしば用いた手段であつた。元老院の抵抗を回避するためである。この法案も、元老院の議決がまてないほど、急を要したとは考えられない。自由民権運動と關連する法案のこととて、元老院で面倒な異論のであることをおそれた政府が、布告後、檢視に附したものとと思われる。鍋島議員は、その點を取りあげ、また開設の有無の條件を示さない白紙委任立法的性質について、反対論を展開したのである。これに對して、細川潤次郎議員は原案賛成意見を述べた。曰く、

蓋シ高等法院ノ管轄事件タル、世人ノ視聽ヲ聳動スル頗ル大ナルヲ以テ、慄慄ノ徒、動モスレハ輒チ故サラニ輕忽粗暴ノ舉動ヲ爲シテ、其管轄ニ入り、其審判ヲ受ルヲ名譽ナリトスル傾向アリ、(中略) 是レ本案ヲ發布スル一大理由ノ存スル所ナリ。客歲、福島高田ノ事件ノ起發セシ以來、政府ハ實際ノ經驗ニ徴シ、參事院既ニ前段ノ議ヲ發シ、直チニ本案ヲ發布セント欲セシモ、其事件ノ未ダ終決セサルニ遽カニ之ヲ發布スルハ、俗諺ニ盜ヲ捕ヘ、索ヲ縋フト云ヘル迂拙ニ近キノ嫌ヒ有レハ、宜ク其終決ヲ俟ツヘシト内議ナリシハ、本官ノ嘗テ仄聞セル所トス。(中略) 向キニ本官ノ治罪法審査委員ノ任ニアルヤ、匹夫ヲシテ濫リニ名譽ヲ享受セシメ、爲メニ罪犯ヲ増滋ス可シト憂慮セシモ、本案ヲ發スレハ此憂慮ハ乍チ治散スルヲ得ン。

つづいて、橋口兼三議員も、次のごとく細川説に同調した。

其罪犯ノ最モ輕微ニシテ、幾ント高等法院ヲ開キテ、特ニ鄭重ノ審判ヲ爲スヲ要セサル者アルモ、已ニ法律ニ明文アレハ、復タ奈如トモ伸縮スルヲ得ス……匹夫ヲシテ漫ニ名譽ヲ惜セシメ、隨テ他ノ狂悖ノ徒ヲシテ羨望相倣ヘシメ、遂ニ此種ノ罪犯ヲ増滋スルノ恐レアリ。

箕作麟祥、津田眞道兩議員も、また原案に賛成の旨を述べ、結局、議長東久世通禧が採決したところ、二十五對三の大差をもつて、法案は不備ならずと、きまつたのである。<sup>8)</sup>

さて、この元老院の討議、ことに細川議員、あるいは橋口議員の發言は、政府が「太政官布告第四十九號」を立案した趣旨の一端を、はからずも暴露したものととして興味ふかい。すなわち、國事犯事件の被告として、高等法院の法廷に立つことは、ある意味で殉教者的満足感を被告にあたえ、他方、社會の一部からは羨望の目をもつて迎えられる、その追隨者を發生させるおそれがある。ここに高等法院存續の弊害があるというのである。なるほど、福島事件についてみても、東京日々、朝野、讀賣などの有力新聞は、連日にわたつて公判傍聽筆記を掲載し、被告の名が「志士」として、天下にとどろきわたつたのは事實であつた。伊藤痴遊は、次のように述べている。<sup>9)</sup>

有名な福島事件なるものは、今の裁判所ならば、無罪を言渡すべき性質のものであるのみならず、氣の利いた法官は、斯様な盟約書一枚

位のことで、被告人を作るやうな、間拔けたことはせぬが、其時代には、何でも引つ掛りがありさへすれば、抑へ付けると云ふ方針であつたから、之を幸に、河野等を獄に投じたのである。而も、東京へ送り附けて、高等法院迄開いて、天下の耳目を集めるやうな莫迦騒ぎをやつたのは、今から考へて見ると、笑止千萬であつた。(中略)

唯一片の盟約書を書いてあつた、といふに過ぎずして、而も壓制政府を顛覆して、完全なる立憲政體を立てる、と云ふだけのことであるから、内亂陰謀に付て何等の豫備もなければ、擧兵の意思もなく、甚だ詰らぬものであつたけれど、高等法院を開いたのは、是が初めてである丈に、其評判は、實にえらいものになつた。

是が爲めに事件の本来である、彈正ヶ原の兇徒嘯聚事件は、世間に知られず、唯河野廣中ばかりが、自由黨の神様なるが如く言れて、其名聲が、今日迄尙續いて居るといふのは、早く言へば、勸業債券を抽當てたやうなもので、まことに運の良い人だ。

こうした状態をみた政府が、それをにがしく感じたのは當然であろう。しかし、ただそれだけの理由で、政府は高等法院の開設を回避する手段を採つたのであろうか。私はそうは思わない。

高等法院の裁判に對する政府の杞憂の念が、前述の司法省の上請を生んだと思われることについては、前に述べた。その後、福島事件、高田事件の裁判を通じ、そうした杞憂の念が、現實の問題であつたことを、政府は痛感したにちがいない。兩事件の判決は、おそらく政府が期待したものとは、はるかにかけはなれた寛大な處刑であつたと思われるからである。兩事件を通じ、高等法院は、もちろん一定の限界はあつたにもせよ、政府の驅使に甘んじなかつたのである。そこで、そうした判決につよい不満をもつた政府が、おそらくはさらに續出するであろうと豫測された自由黨關係の國事犯事件に對處し、政府權力に弱い地方の裁判所にそれを審理させるため、急ぎ前掲太政官布告を制定、施行したのではなからうか。高等法院を有名無實にする布告制定のもつとも大きな理由は、そうした點にあつたものと、私は考へる。

かくして、次の國事犯事件に際しては、政府の一存を以て高等法院の裁判を回避する制度が確立した。しかし、その後



案中互ニ抵觸シ及不備不明」の場合にのみ「其理由ヲ具ヘ太政大臣ニ通牒シテ改正ヲ求ムルコト」ができたにすぎない（議案檢視條例一條二條）。元老院の抵抗を回避する手段が、具わつていたのである。

(8) 「元老院會議筆記」・明治十七年一月十六日の條。

(9) 伊藤痴遊「明治裏面史」續編・二五五―二五七頁。

(10) 前掲自由黨史・下卷・五七頁、前掲會津民權史・八六頁。栃木始審裁判所の豫審終結は、十八年三月であつたが、被告河野廣體らは國事犯であるから管轄違ひであるとの「故障趣意書」を提出した。しかし、同年九月に却下され、公判が開始した。ところが、東京控訴裁判所の公判に附された被告横山信六から管轄違ひの申立がなされたので、各地の公判は一時中止された。十二月に再開後も栃木始審裁判所（重罪裁判所）では、被告側と裁判所の間、管轄違ひの争いがくりかえされ、結局、十九年四月七日に飯田所長は轉任になつた。被告側に同調したためである。そして五月十日、あらたに天野正世判事を所長にむかえ、翌月より公判再開、七月三日に判決の言渡を行つたのである。

(11) 東京控訴院（重罪裁判所）で判決をうけた横山ら六被告は、大審院に上告して最後まで管轄違ひを争つたが、十九年八月十二日に棄却となり、刑が確定した（前掲自由黨史・下卷・六一頁）。この上告審の擔當裁判長であつた玉乃世履（大審院長）は、判決の言渡に先立ち、八月八日の夜、原因不明の自殺を遂げている。前掲自由黨史は「大審院長玉乃世履が主として常律犯律を固守したる如き、司法獨立の基礎動搖し易き專制暗黒時代に在ては、寧ろ怪むに足らざる所」（下卷・五七頁）と述べているが、前掲安達憲政史は、玉乃が「事件に對する政府の壓迫を憤つた結果、割腹自殺を遂げた」という説をあげ、「吾人は其の真相を知りえない」といつている（一二五頁）。玉乃の死因については、他の説もあるが（前掲拙稿玉乃世履・法學セミナー三六號・五三頁）、私はやはり彼が大審院長として政府の態度を潔しとせず、死の抗議をおこなつたものと考えたい。

## 六　む　す　び

自由黨福島事件と、高等法院の關係は、以上に述べた通りである。

そもそも、治罪法における高等法院は、主として國事犯事件に對處するため、權威ある特別裁判所として設けられたものであつた。しかし、この「權威」は、政府の企圖とは別の方向に作用した。福島事件の審理にあらわれた高等法院の判決が

それである。それを契機として、政府は、國事犯事件から高等法院をシャットアウトする方策を講じた。それがため、高等法院は、福島事件をふくみ、わずか三回の開廷をもつて、遂に終りを告げた。今日からみれば、福島事件に對する高等法院の裁判には、なお多大の不満が存することはいうまでもない。しかし、たとえ不十分なものであつたにもせよ、政府に對し、その裁判を通して裁判所の權威の一片を知らしめた高等法院の態度は、「司法權の獨立」なき時代の功績として、忘るべからざるものであらう。

(1) 裁判官の身分が保證されたのは、明治十九年五月、裁判所官制(勅令四〇號)の制定をもつて(一二條)、その嚆矢とする。